

提出日：平成28年11月28日

担当部・課：福祉部生活再建支援課〔内線 3952〕

復興事業部復興住宅課〔内線 5552〕

建設部 住宅管理課〔内線 5752〕

<p>① 件名</p>
<p>住まいに関する課題への対応と自立計画届出書の分析概要について</p>
<p>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</p>
<p>【背景】 東日本大震災から5年8ヶ月を経過し、復興公営住宅等の完成に伴いプレハブ応急仮設住宅の入居率も約40%まで下がってきているが、未だ多くの方が応急仮設住宅で不自由な生活を続けている状況にある。また、仮設住宅は、入居率の低下に伴い防犯や孤立等が懸念され入居者の安全安心のためにも集約化が必要な状況となっているが、仮設住宅に住んでいる方の中には、復興公営住宅や自宅の完成を待っている方がいる一方で、震災による離職・転職等により市税等を完納できない方もおり、被災者の住まい確保が課題となっている。</p> <p>【目的】 自力での住宅再建が困難な被災者に対し、復興住宅や市営住宅の入居要件等を緩和することにより住まいの確保を図る。</p>
<p>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</p>
<p>【根拠法令】 【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 又は 【個別計画との整合性】</p>
<p>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</p>
<p>平成28年 9月 9日 住まい再建に関する関係課協議 平成28年 9月29日 住まい再建に関する関係部協議 平成28年10月 6日 第1回被災者自立再建促進対策 WG 平成28年10月20日 住まい再建に関する関係課協議 平成28年10月31日 住まい再建に関する関係課協議 平成28年11月11日 第2回被災者自立再建促進対策 WG 平成28年11月24日 住まい再建に関する関係課協議 平成28年11月25日 住まい再建に関する関係部協議</p>
<p>⑤ 主な内容</p>
<p>1 住まいに関する課題への対応【方針】</p> <p>ア. 市税等滞納要件の緩和（復興住宅課・住宅管理課） 応急仮設住宅入居者等のうち地方税又は未納の家賃等公共住宅の使用に係る債務について納付誓約したものに限り入居を認める。</p> <p>イ. 単身入居要件の緩和（住宅管理課） 応急仮設住宅入居者（住宅滅失以外）のうち60歳以下の単身者の市営住宅（復興住宅を除く。）への入居を認める。</p> <p>ウ. 災害に起因する住宅の損傷を契機として、賃借人が自己都合によらずに退去せざるを得なくなった場合に係る運用変更について（復興住宅課） やむを得ない事情により第三者からの証明を受けることが困難な者については、申立内容が虚偽でないことの誓約及び市が事実確認を行うことについての同意により、これに代えることができるものとする。</p>

2 自立計画届出書の分析概要について（平成28年10月末現在）

対象世帯数2,497世帯 回収済2,446世帯 未回収51世帯 回収率98%

分析世帯数2,421世帯（回収済2,446世帯－退去済146世帯＋世帯分離121世帯）

再建希望：市内復興住宅305世帯 市営県営住宅138世帯 民間賃貸住宅1,159世帯 その他819世帯
復興住宅追加登録見込数（推計：最大）290世帯

*詳細別紙のとおり

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

被災者の住まい確保が図られ生活の安定に繋がるとともに、仮設住宅の解消にも大きな効果が見込まれる。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

⑤の内容については、担当課において具体的な手続き、時期等を検討した上で実施するものとする。

⑨ その他